

西宮市社会福祉法人連絡協議会 規約

(名称)

第1条 この会の名称は西宮市社会福祉法人連絡協議会（呼称：ほっとかへんネット西宮）（以下「本会」）という。

(目的)

第2条 本会は、地域社会への貢献を目指す社会福祉法人等のネットワークとして、会員相互の情報交換を通じて、西宮市内の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 福祉教育、福祉学習および福祉啓発に関する活動
- (2) 災害時の要援護者支援に関する活動
- (3) 生活困窮者等の生活支援に関する活動
- (4) 福祉人材の育成や確保に関する活動
- (5) 社会福祉事業従事者等の交流、研修に関する活動
- (6) その他、社会情勢に応じた支援・相談活動など、第2条の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、会員及び参与により構成する。

- 2 会員は、本会の目的に賛同した西宮市内で事業を実施している社会福祉法人等とする
- 3 参与は西宮市とし、第2条の目的を達成するための助言、協力を行う。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。役員は会員の互選で総会により選出する。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 1名
- 2 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
 - 5 理事は委員会の委員長を兼務する
 - 6 役員は任期途中において、役員変更が生じた場合、新たに就任する役員は、前任者の残任期間とする
 - 7 監事は本会の会計及び業務を監査し、総会に報告する。

(組織)

第6条 本会に、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 委員会

(総会)

第7条 本会は、会員をもって構成する総会を開催し、次の事項を審議、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること
 - (2) 事業報告及び決算の認定に関すること
 - (3) 役員任免に関すること
 - (4) 規約の改正に関すること
 - (5) その他、本会の運営に関する重要事項に関すること
- 2 総会は、年1回以上開催し、会長がこれを招集する。
 - 3 総会は、会員の過半数をもって成立し、議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。ただし、委任状の提出をもって出席にかえることができる。
 - 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。
 - 5 総会の議事については議事録を作成する。議事録はその総会に出席した全員または役員のうちから選出された2名が議事録に署名捺印する。
 - 6 総会の議決権は会員1名につき1個とする。
 - 7 可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第8条 本会の事業推進のために、役員会を置く。

- 2 役員会は、第5条に規定する役員で構成し、必要に応じて会長が招集し開催する。
- 3 役員会は、事業計画、事業報告、予算、決算、規約の変更、役員選出等、本会の運営に必要な事業の執行に関する案の作成・提示を行う。

(委員会)

第9条 本会は事業実施のために、委員会を置く。

- 2 委員会は、第4条に規定する会員によって構成し、委員長が招集する。
- 3 委員会は、本会の事業計画に基づき、具体的な事業実施を行う。
- 4 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。
- 5 必要に応じて会長、副会長、監事は委員会に出席するものとする。

(事務局)

- 第9条 本会は、事務局を社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会内に置く。
- 2 事務局は会計を担う。
 - 3 その他、事務局の運営に関する事項は、役員会において定める。

(会計)

- 第10条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金、その他の収入を持って充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(会費)

- 第11条 会費は 一法人 5000円とし、年度当初に一括して納入するものとする。

(その他)

- 第12条 その他、この規約に定めのない事項については、役員会が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は 令和元年7月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 本会の初年度である令和元年度からの役員の任期は、令和元年7月24日に始まり、令和2年3月31日に終わるものとする。
- 3 本会の初年度である令和元年度の本会の会計年度は、令和元年7月24日に始まり、令和2年3月31日に終わるものとする。また、初年度の会費は徴収せず、助成金等をもって事業費に充てる。